

公 告

武雄河川事務所管内における災害等応急対策コンサルタント業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和8年1月23日

国土交通省 九州地方整備局
武雄河川事務所長 真鍋 将一

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間において、発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、緊急的な応急対策業務（測量、設計、地質調査、航空写真撮影、人工衛星撮影・解析）等を実施することを想定し、予め実施者を定め、迅速で適切な災害対応等が行えるよう協力体制を構築することを目的とする。

また、武雄河川事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものとする。

(2) 基本協定区間

武雄河川事務所管内（六角川、牛津川、武雄川、松浦川、徳須恵川、巖木川、巖木ダム）

(3) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 本協定締結企業の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して協定業者（測量部門：10社程度、設計部門：20社程度、地質調査部門：15社程度、航空写真撮影部門：10社程度、人工衛星撮影・解析部門：2社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し、緊急的に測量、設計、地質調査、航空写真撮影、人工衛星撮影・解析を実施する必要があると判断した場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

なお、災害等の発生時における要請及び担当区域、契約締結を行う企業については、当事務所において決定するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務を行わないこととする。

(6) 本協定において想定される主な業務内容は下記であるが、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

測量部門：

- ①現地踏査、現地測量、写真撮影、施設点検等
- ②図面及び災害申請資料等の資料作成等

設計部門：

- ①災害復旧の設計検討等

地質調査部門 :

- ①地質調査、斜面解析、地すべり判定等
- ②現地監視・観測等

航空写真撮影部門 :

- ①有人機又は無人機による航空写真撮影、各種調査等
- ②航空レーザ測量、地形判読、差分解析等

人工衛星撮影・解析部門 :

- ①・人工衛星による撮影、画像収集、画像加工・解析等

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 7・8 年度の希望の部門に関する一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和 8 年 4 月 1 日時点において受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。各部門の参加資格については、以下のとおりとする。

測量部門 :

測量業務

設計部門 :

土木関係建設コンサルタント業務（部門登録で「河川、砂防及び海岸・海洋」の認定）

地質調査部門 :

地質調査業務

航空写真撮影部門 :

測量業務

人工衛星撮影・解析部門 :

土木関係建設コンサルタント業務

(3) 協定締結参加資格確認書等の提出期限の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 令和 2 年度以降に下記の業務実績があること。

測量部門 :

武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内における国、県、市町村等が発注した河川の測量の業務実績があること。

設計部門 :

武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内、九州地方整備局管内における国、県、市町村等が発注した河川の設計の業務実績があること。

地質調査部門 :

武雄河川事務所発注、又は、佐賀県内、九州地方整備局管内における国、県、市町村等が発注した河川の地質調査の業務実績があること。

航空写真撮影部門 :

国、県、市町村等が発注した以下の河川の航空写真撮影の業務実績があること。

人工衛星撮影・解析部門 :

九州地方整備局管内、又は、日本国内における国、県、市町村等が発注した人工衛星SAR衛星撮影データ解析の業務実績があること。

なお、国、県、市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

(7) 本店等の所在地について、下記のとおりとする。

測量部門 :

佐賀県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）を有していること。

設計部門 :

佐賀県、福岡県又は長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

地質調査部門 :

佐賀県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

航空写真撮影部門 :

佐賀県、福岡県又は長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

人工衛星撮影・解析部門 :

佐賀県、福岡県又は長崎県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。

(8) 緊急業務に対応する体制として、下記の対応ができることとする。

測量部門 :

5名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。

設計部門 :

2名以上の技術士（建設部門）を早急に対応させることができること。

地質調査部門 :

1名以上の技術士（建設部門）又は技術士（応用理学部門〔選択科目：地質〕）を早急に対応させることができること。

航空写真撮影部門 :

1名以上の測量士又は測量士補を早急に対応させることができること。

人工衛星撮影・解析部門 :

1名以上の技術士（建設部門）を早急に対応させることができること。

(9) 令和2年度以降、公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成

績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は、この限りではない。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

（1） 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

（1） 担当部局

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町昭和745
国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 防災情報課
担当：保全対策官(防災)（内線304）
防災情報課長（内線281）
電話：0954-23-7939（直通）
FAX：0954-23-6927（直通）

（2） 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年1月23日（金）から令和7年2月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 要領等入手：武雄河川事務所ホームページより入手すること。
- ③ 提出場所：上記4.（1）と同じとする。
- ④ 提出方法：持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）もしくは、下記の2名（※1）へ電子メールにより提出する（電子メールの場合は件名に「【災害協定】申請書及び技術資料等の提出」と記載すること）。

※1 武雄河川事務所 防災情報課 公募申請書受領担当者 あて
ishida-s8911@mlit.go.jp
qsr-takeo_boujyou01@mlit.go.jp

（注）電子メールで提出した場合は、送信後、上記4.（1）に記載の電話番号へ公募申請書受領担当者あてに電話で確認すること。

5 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結企業の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。